

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 財契091
- (2) 請負の表示 大阪大学事務用パソコンのセットアップ作業 一式
(詳細は仕様書のとおり)
- (3) 請負期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日
- (4) 請負場所 大阪大学吹田キャンパス、豊中キャンパス、箕面キャンパス、
中之島センター、東京事務所

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。
- (3) ISO/IEC27001(JIS Q 27001)「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)」認証が取得済みであること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-1
国立大学法人大阪大学 財務部契約課契約第五係
電話 06-6105-6237
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付する。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできる。
- (3) 見積書提出期限
令和3年3月16日 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」による。

見 積 書

調達番号 : 財契091

請負の表示 : 大阪大学事務用パソコンのセットアップ作業 一式

	年間予定台数等	単価	金額
基本料金	300台	円/台	円
基本作業料金(8時間以内)	300台	円/台	円
追加作業料金(30分を超えるごと)	0件	円/件	円
追加作業料金(1台あたり)	15台	円/台	円
	総 価 金		円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所

会 社 名

氏 名

[印]

電 話 番 号

- ※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除くこと。
- ※ 見積金額は、各項目毎の単価を記載すること。契約予定者の決定は、本学の提示する年間予定台数等の対価を見積書に記載された見積金額に従って計算した総価で行うので、当該総価を上記の単価と併せて記載すること。
- ※ 見積書の日付は、提出日とすること。

請負契約書(案)

請負の表示 大阪大学事務用パソコンのセットアップ作業 一式

代金額	パソコン1台あたり		
	基本料金	円(うち消費税額及び地方消費税額	円)
	基本作業料金(8時間以内)	円(うち消費税額及び地方消費税額	円)
	追加作業料金(30分を超えるごと)	円(うち消費税額及び地方消費税額	円)
	追加作業料金(1台あたり)	円(うち消費税額及び地方消費税額	円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、代金額に110分の10を乗じて得た額である。ただし、消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、変更後の消費税及び地方消費税によるものとする。

発注者 国立大学法人大阪大学理事 中谷 和彦と受注者との間において、上記の請負業務(以下「業務」という。)について、上記の代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

- 第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。
- 第2条 受注者は、本契約に基づく物品等の運送にあたっては、大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の15に規定する車種規制適合車等の使用義務を遵守すること。
- 第3条 契約期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。
なお、契約期間満了の60日前までに、発注者及び受注者のいずれか一方から契約終了の意思表示がない場合、引き続き契約期間を1年間継続するものとし、以後も同様とする。ただし、契約の全期間は令和6年3月31日を越えないものとする。
- 第4条 請負代金は、業務完了毎に支払うものとし、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 第5条 完了報告書及び請求書は、発注部局に送付すべきものとする。
- 第6条 契約保証金は、免除する。
- 第7条 受注者は、本業務を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、予め発注者の承認を得た場合はこの限りでない。
- 第8条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
- 第9条 受注者は、この契約に関連して業務上知り得た内容を他に漏洩してはならない。
- 第10条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。
- 第11条 この契約について発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決によりこれを解決するものとする。
- 第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、発注者と受注者は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和3年 月 日

発注者
吹田市山田丘1-1
国立大学法人大阪大学
理事 中谷 和彦

受注者

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。